

「会社法改正による税法への影響」**第1節 会社法改正による税法への影響**

商法をその内容面・形式面から現代化し、企業環境を取り巻く社会経済情勢の変革に対応する会社法(平成17年法律第86号)が、平成17年7月26日に交付されました。また、会社法から委任された諸規則を定める会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)等の各種法務省令が平成18年2月7日に交付され、平成18年5月1日に施行されました。

会社法の施行にあわせて、税法についても、平成18年度税制改正において、会社法の改正に対応した改正点が多く盛り込まれています。

平成18年度税制改正後の税法(主に法人税法)の会社法改正、特に旧商法から取扱いが変わる部分への対応はおおむね下記のように区分できるものと考えられます。

会社法改正への対応		主な項目
1	会社法改正に合わせてこれまでの税務上の取扱いを変えるもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 増加資本金の額 ● 役員報酬・役員賞与 ● ストックオプション費用
2	会社法改正にかかわらず、税務上は従前の考え方を踏襲した取扱いとするもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 分割型分割 ● 資本の払戻し(資本剰余金の配当)
3	会社法改正に対応する手当てをしていないもの	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織再編における対価の柔軟化

このように、会社法の改正により、税務取扱いのすべてが変わるわけではなく、税法はあくまで税法の考え方を堅持するものや、税法改正を先送りしているものもあり、税務実務においては、それらを適切に把握することが肝要です。

本稿では、会社法改正が税務に与える影響として、会社法により法人税の取扱いがどのように変わるのか、あるいは、変わらないのか、について重要なポイントに絞って解説を試みることにします。

詳細な説明は第2節以降に譲りますが、第2節以下の概要は下記のとおりです。

1. 第2節 会社の計算規定

会社計算規定(純資産の部の増減等に関する項目)に関する平成18年度の改正は、会社法における「資本金の額」や「会社財産の払戻し」の新たな考え方を織り込んだものです。改正前の法人税法において旧商法の規定を前提に取扱いが定められていた項目については、会社法の規定に沿った内容に改められましたが、資本等の払戻しに係るみなし配当の計算や組織再編による資本金等の額や利益積立金等の額への影響等は改正前の取扱いと大きく異なることはありません。

会社法では、資本金の額は、払込み又は給付財産の価額(時価)とすることと改められたことにより、現物出資が行われた場合、なかんずく債権が出資対象資産とされた場合の資本金額は、当該債権の券面額ではなく時価とすべきことが明らかとされました。次に、会社財産の払戻し(旧商法における有償減資、自己株式取得、利益配当及び残余財産の分配)においては、資本金等の額の減少決議と剰余金の配当決議により行われることとされ、従前どおり剰余金の配当原資に従ってみなし配当の金額が算定されることとなりました。資本準備金を原資とする配当は改正前は全額が配当の扱いでありましたが、改正後は資本金の取り崩しによる配当と同様にみなし配当の算定がなされます。なお、会社財産の払戻しが自己株式の取得の形態で行われる場合は、取得の対象とされる株式が種類株式の場合は、当該種類株式の資本金等の額に基づいてみなし配当の計算が行われます。

2. 第3節 組織再編

(1) 分割型分割の取扱い

会社法では、分割型分割が、分社型分割と剰余金の配当の2つの手続きに分解されました。しかしながら、法人税法上は分割型分割が定義され、税務上の分割型分割に該当する場合は、これまでの取扱いが基本的に適用されることとなっています。

したがって、一定の要件を満たした場合には、分割時の資産・負債の譲渡損益の繰延べ、株主の課税の繰延べ等の措置を会社法改正後も享受することが可能です。

(2) 対価の柔軟化

三角合併等、 株式以外の資産の交付(三角合併等以外)

対価の柔軟化により、合併、分割、株式交換、株式移転による組織再編時に、被合併法人等の株主に合併法人等の株式以外の資産を交付することが可能とされています。しかしながら、改正税法では、対価の柔軟化に対応する手当てがされていません。現行税法では、被合併法人等に合併法人等の株式以外の資産が交付されると、原則として非適格組織再編として取扱われることとなります。

(3) デッド・エクイティ・スワップ(債務の株式化)

会社法では、現物出資時の増加資本金が、給付を受けた金銭以外の財産の給付日における価額とされました。これに対応して、平成18年度改正法人税施行令でも、現物出資(非適格)に関して給付を受けた金銭以外の資産の時価を、増加資本金等の額とすることを明確にしたため、非適格現物出資時には、被現物出資法人に債務消滅益の課税が生じるケースが想定されます。

3. 第4節 役員報酬、ストックオプション

一連の商法改正および会社法創設によって、企業競争力の強化、コーポレートガバナンスの強化のために導入された役員の報酬に係る諸制度、会社法による役員報酬と役員賞与の考え方の整理等にあわせて、平成18年度税制改正において次の改正が盛り込まれました。

役員 の 範囲 に 会計 参与 を 追加

これまで 法人 税法 上 役員 賞 与 と さ れ て い た も の の うち、一定 の 要件 を 充足 す る も の に つ い て 損 金 算 入 を 認 め る

ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン 費 用 の 損 金 算 入 制 度 の 創 設

税 制 適 格 ス ト ッ ク オ プ シ ョ ン の 適 用 対 象 者 に、委 員 会 設 置 会 社 の 執 行 役 を 追 加

特 殊 支 配 同 族 会 社 の 役 員 給 与 の 損 金 算 入 制 限 制 度

から は 会 社 法、企 業 会 計 等 の 諸 法 規 の 整 備 に 合 わ せ た 税 制 改 正 と い え ま す が、 は 会 社 法 下 の 最 低 資 本 金 制 度 の 撤 廃 に よ り、節 税 目 的 で 設 立 さ れ る 実 質 的 一 人 会 社 で の 役 員 報 酬 の 損 金 算 入 を 制 限 す る 制 度 で あり、課 税 強 化 を 企 図 し て い る も の で す。

こ れ ら の 改 正 点 は 企 業 担 当 者 等 実 務 家 諸 氏 の 耳 目 を 集 め て い る と 思 わ れ ま す が、税 法 独 自 の 要件 等 を 定 め て い る 部 分 も あり、税 制 の 正 し い 理 解 が 不 可 欠 で す。

第 2 節 会 社 計 算 規 定 に 関 す る 税 務

会 社 法 で は、資 本 金 の 額 の 算 定 や 配 当 に 関 す る 考 え 方 が 大 き く 変 更 さ れ た こ と を 受 け て、法 人 税 法 に お い て も 資 本 金 等 の 額 の 計 算、利 益 積 立 金 の 計 算 及 び 配 当 等 の 計 算 の 規 定 の 見 直 し が 行 わ れ ま し た。改 正 後 法 人 税 法 に お け る み な し 配 当 の 計 算 等 は、従 前 の 扱 い と 大 き く 異 な る と ころ は あり ま せ ん が、種 類 株 式 が 発 行 さ れ て い る 場 合 や、非 金 銭 的 資 産 に よ る 配 当 が 行 わ れ る 場 合 は 留 意 が 必 要 で す。

1. 会 社 計 算 規 定 に 関 連 す る 平 成 18 年 度 税 制 改 正 概 要

会 社 法 の 計 算 規 定 (純 資 産 の 部 の 増 減 等 に 関 す る 項 目) は 旧 商 法 の そ れ と の 比 較 に お い て、「資 本 金 の 額」や「会 社 財 産 の 払 戻 し と 配 当」の 概 念 等 に お い て 大 き な 見 直 し が 行 わ れ ま し た。法 人 税 等 で、商 法 の 株 式 会 社 の 規 定 を 基 に 取 扱 い が 定 め ら れ て い た 項 目 に つ い て は、平 成 18 年 度 の 税 制 改 正 に よ っ て 見 直 さ れ、会 社 法 の 施 行 に 合 わ せ て 適 用 が 開 始 さ れ る こ と と な り ま し た。会 社 法 関 連 の 平 成 18 年 度 法 人 税 制 改 正 は、計 算 規 定 に 係 る 内 容 と 組 織 再 編 に 係 る 内 容 と に 分 け ら れ ま す。

計 算 規 定 に 係 る 法 人 税 法 の 改 正 内 容 は 資 本 金 等 の 金 額、 剰 余 金 の 配 当、 分 割 型 分 割、 自 己 株 式 の 取 得 と 対 価 と し て の 種 類 株 式 交 付 の 場 合 の 取 扱 い 等 に つ い て で す。以 下 各 項 目 に つ い て 解 説 し ま す。

会 社 法 計 算 規 定 に 係 る 法 人 税 改 正 項 目 (法 法...法 人 税 法 法 令...法 人 税 施 行 令)

会 社 法 に お け る 改 正 項 目	税 務 上 の 取 扱 い
株 式 会 社 の 資 本 金 の 額 は、設 立 又 は 株 式 の 発 行 に 際 し て 株 主 と な る 者 が 当 該 株 式	株 主 等 か ら 出 資 を 受 け た 金 額 を 資 本 金 等 の 額 と す る と と も に、資 本 金 等 の 額 及 び 利 益 積 立 金 額 に つ

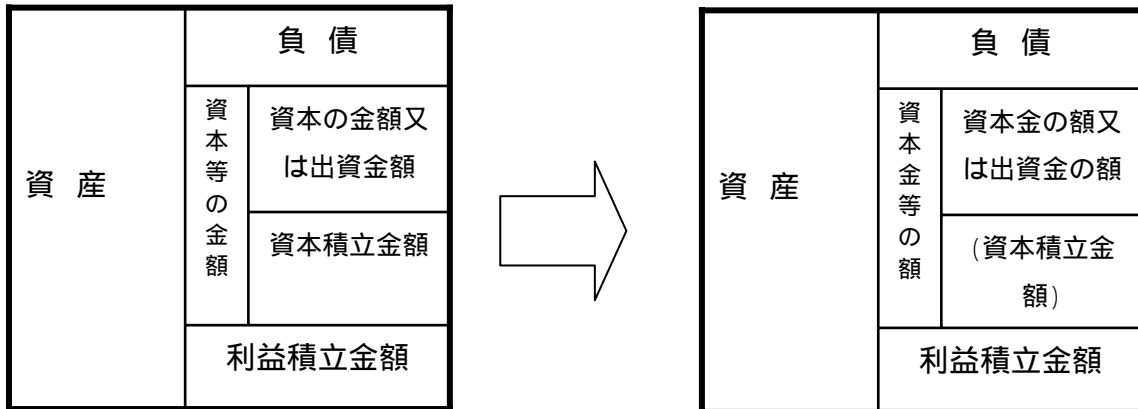
会社に対して払込み又は給付をした財産の額とする(会社法 445)	いて所要の規定の整備が行われた(法法 2、法令 8、9)
組織再編の場合の資本金、準備金の増加額(445)及び株式交換・移転の場合の完全親会社の資本増加限度額等についての改正が行われた	株式交換・移転につき、他の組織再編と同等の要件が改正により追加され、株主等における課税繰延の要件について見直しが行われた(法法2十二の十六、十二の十七)
旧商法のもとでの有償減資や準備金の取崩しは、会社法のもとでは減資・準備金減少決議と配当決議により行われる(会社法 446、447、448、453、454)。株主に対する「利益の配当」、「資本の払戻し」等は「剰余金の配当」として一本化された	商法における規定を前提とした取扱いについて、会社法の規定に沿った改正が行われた。剰余金の配当について、その原資に従って配当又は資本の払戻しとして取り扱う。みなし配当の計算は種類株式ごとに算定されるように取扱いが定められた
会社分割における「人的分割」の考え方を廃し、「分割型分割」は「物的分割(分社型分割)と剰余金の配当(分割承継法人の株式の配当)」という考え方に改められた	法人税法上の「分割型分割」の定義が改正された。適格分割型分割の要件は改正前法人税法と同じである
金銭以外の財産による配当が可能となった(会社法 454)	分割型分割の場合の株式による分配以外は特に課税上の手当てはされなかった
株式の強制消却制度はなくなり、自己株式の消却のみとなった(会社法 178)	有価証券の範囲から「自己株式」が除外され、自己株式を取得した場合は資本金等の額から控除され、資産計上をしないこととされた(法法 2)
新たな種類株式の発行が可能となり、その取得の対価(発行法人が株主に取得の対価として給付する財産)の柔軟化が図られた(会社法 108)	取得請求権付株式等につき、株主がその請求権の行使等により発行法人に譲渡をし、その対価として発行法人から株式等のみの交付を受けた場合には株主における譲渡損益を繰り延べる(法法 61 の 2)

2. 資本金等の額

会社法では、資本金は、「株主となる者が当該株式会社に対して払込み又は給付をした財産の額」と定められました(会社法 445)。改正前法人税法では、資本金と資本積立金の区別がなされていましたが、改正後は資本金と従前の資本積立金を併せて「資本金等の額」とされました。株式発行の場合の資本に組み入れなかった金額として、改正前法人税法の規定では「株式の発行価額のうち資本に組み入れなかった金額」とされていたところ、改正により「払い込まれた金銭の額及び給付を受けた金銭以外の資産の価額その他の対価の額に相当する金額のうち、資本金又は出資金として計上しなかった金額」として会社法の規定に沿った文言に改められました。

法人税改正前の資本の部の構成

法人税改正後の資本の部の構成



この結果、債権の現物出資を受けた場合（例えばデットエクイティスワップを行った場合）は、当該債権の時価が増加資本金等の額となるため、券面額が増加資本等の金額を超える額は、債務消滅益として認識されることとなります。ただし、適格現物出資の場合は、現物出資法人における債権の帳簿価額のうち、増加資本金額を超える金額が資本金等の額とされるため（法令8八）、現物出資法人における当該債権の帳簿価額が券面額と等しいときは、現物出資の結果、被現物出資法人において債務消滅益が生じることはありません。ただし、現物出資法人が、他者から当該債権を券面額未満の金額で購入し、当該債権を適格現物出資した場合は、被現物出資法人において債務消滅益が生じます。

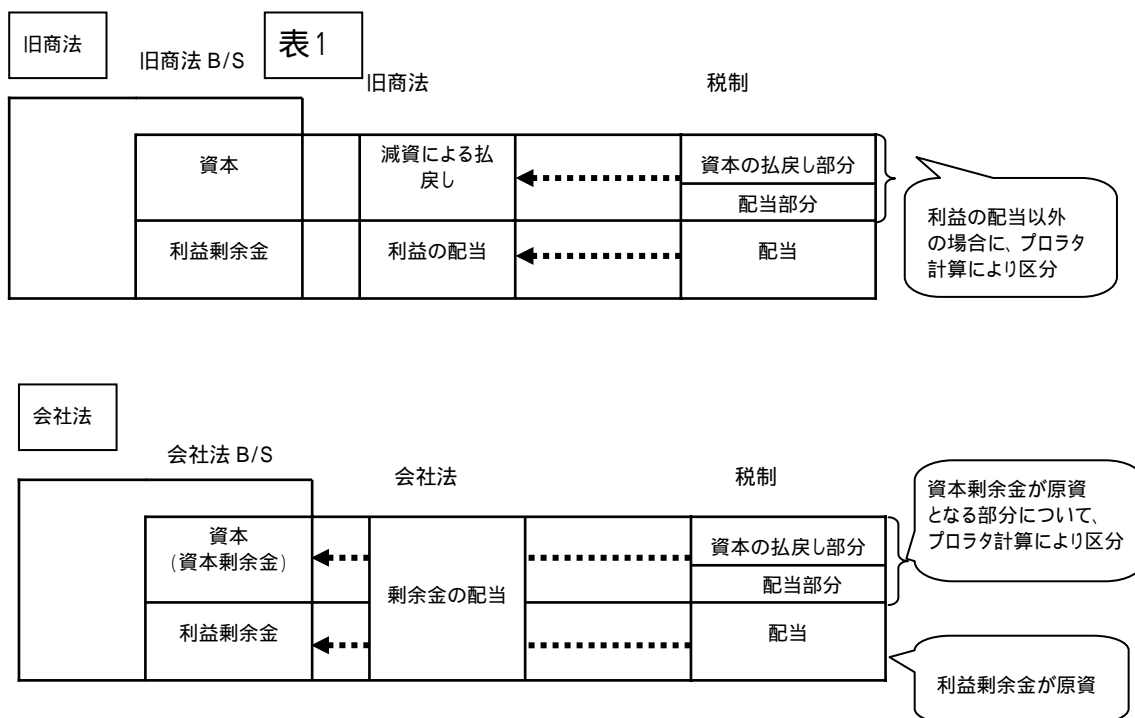
3. 会社財産の払戻し及び「剰余金の配当」と法人税法の取り扱い

会社法では資本の部の減少と会社財産の払戻しが別々の手続きとして行われることとなったことを受けて、旧商法の条文を基に設けられていた法人税法の規定の見直しが行われました。会社財産の払戻しとしての有償減資についても、旧商法のもとで存在した株式の強制消却の制度が、会社法のもとでは株式の強制取得と自己株式の消却の制度に改められ、株式の消却は取得された自己株式について行われる取扱いになりました。

この結果、改正前法人税法では会社財産の払戻しについて、有償減資（株式の消却を伴う場合と伴わない場合）及び解散時の残余財産分配の場合、自己株式の取得・消却の場合、利益配当を行う場合に分けて資本積立金や利益積立金の増減の取扱いが設けられていたところ、改正後は有償減資の規定（株式の消却を伴わないとの前提で、減少資本金等の額が算定されます）、並びに、自己株式の取得時の処理が見直されることとなりました（詳細は5. 改正後法人税法における「自己株式」の取得を参照）。

改正後法人税法の規定による剰余金の配当の金額の算定方法は、改正前と大きく異なることなく、基本的には配当の原資である資本金等（資本金及び資本準備金）からの配当か、利益積立金（利益準備金及びその他の利益剰余金）からの配当かによって、配当の額又はみなし配当の額が算定されることとなります（下記図参照）。なお、改正前においては資本準備金を取崩して配当原資に当

てた場合はその総額が配当として取り扱われていました¹が、改正後は資本準備金を原資とする剰余金の配当は、「資本等の払戻し」(法令 8 十九)として、みなし配当の金額が算定されます²。



法人税法における減資等の場合における資本金等の額と利益積立金の額の増減

改正前	改正後
-----	-----

¹法人税基本通達 3-1-7 の 5(その他資本剰余金の処分による配当)

法人が受ける利益の配当が、旧商法第 289 条第 2 項(法定準備金の取崩し制限)の規定による資本準備金の取崩しにより生じたその他資本剰余金を原資として行われたものであっても、法第 23 条(受取配当等の益金不算入)の規定の適用があることに留意が必要です。

²資本金及び資本準備金を原資として配当を行う場合は、資本金の取り崩しと剰余金の配当の複合的取引となります(資本準備金は「剰余金」の一部を構成し、配当を行うに当たり取り崩しは不要です)。資本金及び資本準備金を原資として配当を行った場合は、みなし配当の規定が適用されます。

株式の消却を伴わない有償減資	資本積立金	「減資資本等金額」から当該減資等により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(減資資本等金額が当該減資等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額)(法法二十七ツ)	資本の払戻し等	資本金等の額	資本の払戻し等に係る減資資本金額(法令八十九)
	利益積立金	交付金銭等の対価が「減資資本等金額」を超える場合における当該超える部分の金額(法法二十八ヲ)		利益積立金	交付金銭等の対価が「減資資本金額」を超える場合における当該超える部分の金額(法令九七)
株式の消却を伴う有償減資	資本積立金	「消却資本等金額」から当該消却により減少した資本の金額を減算した金額(消却資本等金額が当該消却により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額を超える場合には、当該超える部分の金額を減算した金額)(法法二十七ネ)	/		
	利益積立金	交付金銭等の対価が「消却資本等金額」を超える場合における当該超える部分の金額(法法二十八ワ)			
自己株式の消却	資本積立金	消却の直前の当該株式の帳簿価額を当該直前の当該株式の数で除し、これに当該消却に係る株式の数を乗じて計算した金額から当該消却により減少した資本の金額又は出資金額を減算した金額(法法二十七ナ)	自己株式の取得等	資本金等の額	自己株式の取得等が生じた場合の取得資本金額(法令八二十)
	利益積立金	自己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本等金額を超える場合における当該超える部分の金額(法法二十八カ)		利益積立金	自己の株式の取得により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額が取得資本金額を超える場合における当該超える部分の金額(法令九八)

1 株当たり減資資本金額及び取得資本金額の算定方法

減資資本金額		資本の払戻し等の直前の資本金等の額 X 減少した資本剰余金の額 資本の払戻し等が行われた前事業年度末の純資産額
取得資本金額	普通株式	自己株式取得等の直前の資本金等の額 X 自己株式取得数 発行済み株式総数
	種類株式	種類株式取得等の直前の資本金等の額 X 種類株式取得数 当該種類株式総数

4. 改正後法人税法における「分割型分割」

旧商法では「分社型分割」を物的分割、「分割型分割」を「人的分割」として区別していましたが、会社法では、「分割型分割」を、「物的分割」と、分割された法人の株式を対象とする剰余金の配当とする扱いに改められました。すなわち、会社法では、「分割型分割」は異なる2つの取引の結果として生じる組織再編形態と扱われることとなり、法人税法の規定もそのような文言に改められました(表1参照)。

新たな規定によれば、分割承継法人の株式が、分割の日(分社型分割を行った日)に分割法人の株主等に交付されることが要件とされています。従って、分割承継法人の株式が、分割の日よりも後に株主等に交付された場合は、分割型分割には該当しないことになります。なお、従前の適格分割型分割の要件は改正後も変わっていません。

表1 法人税法における定義

		改正前	改正後
分社型分割 (法法 2 十二の十)		分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人にのみ交付される場合の当該分割	分割により分割法人が交付を受ける分割対価資産がその分割の日において当該分割法人の株主等に交付されない場合の当該分割
分割型分割 (法法 2 十二の九)		分割により分割承継法人の株式その他の資産が分割法人の株主等にのみ交付される場合の当該分割	分割法人が交付を受ける分割承継法人の株式その他の資産(「分割対価資産」)のすべてがその分割の日において当該分割法人の株主等に交付される場合の当該分割
適格分割 (グループ内事業再編の要件又は共同事業要件を満たす次のいずれかの分割) (法法 2 十二の十一)	分割型分割	分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産(当該株主等に対する利益の配当又は剰余金の分配として交付される金銭その他の資産を除く。)が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの	分割法人の株主等に分割承継法人の株式以外の資産(当該株主等に対する剰余金の配当等として交付される分割対価資産以外の金銭その他の資産を除く。)が交付されず、かつ、当該株式が当該株主等の有する分割法人の株式の数の割合に応じて交付されるもの

分 社 型 分 割	分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないもの	分割法人に分割承継法人の株式以外の資産が交付されないもの
-----------------------	------------------------------	------------------------------

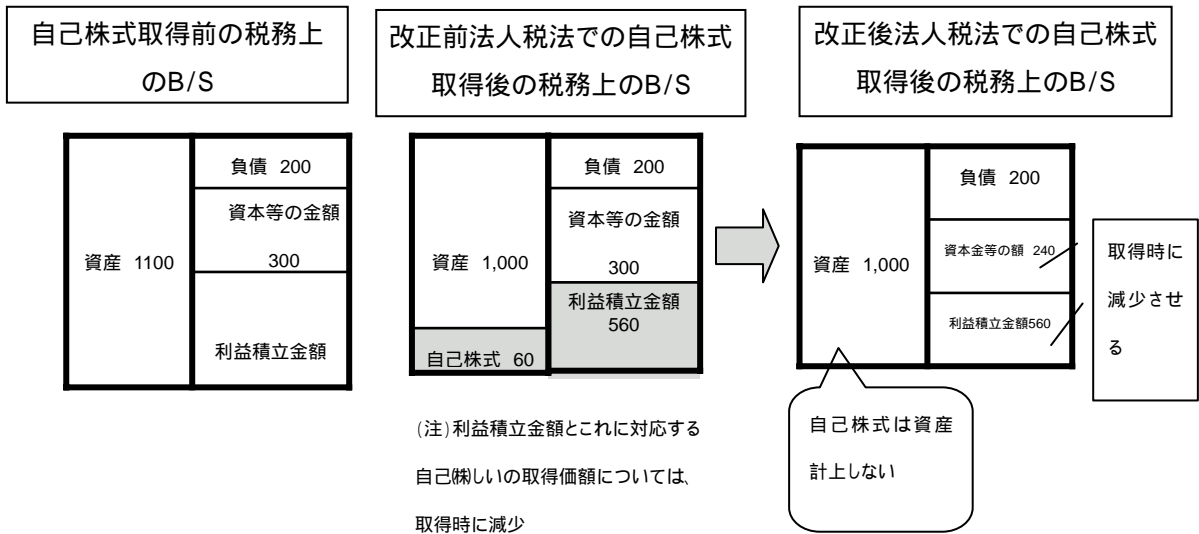
会社法のもとでの「分割型分割」（「物的分割」と分割された法人の株式を対象とする剰余金の配当）は、非金銭的資産による配当が行えることを前提とした取扱いです。配当の対象となる資産の帳簿価額が、配当による分配時の時価と異なる場合は、会計上の扱いでは原則として、当該資産の時価と簿価との差額が配当を行った事業年度の法人における譲渡益等を構成します³。法人税法上は、適格分割型分割を行った場合を除いて、当該譲渡損益等の繰延措置は手当てされていません。従って、非金銭的資産による配当が行われて場合は、原則として、配当を行った法人において法人税の課税所得算定上、益金又は損金を認識することとなります（法法 22 ）。

5. 改正後法人税法における「自己株式」の取得

改正前の法人税法では、自己株式の取得は、発行法人における有価証券の取得（並びに交付対価の金額が1株当たり資本等の金額を超える場合はみなし配当の計上）として取り扱われていました。平成 18 年度税制改正により、自己株式の取得に当たっては、「有価証券」の計上を行わないこととされました。改正前法人税法では、自己株式の取得時には、発行法人の資本の部の計算では利益積立金の金額の増減が生じ、自己株式の処分ないし消却時における資本積立金の増減処理を行っていました。改正により、資本金等の額（改正前法人税法の資本積立金は改正後法人税法の「資本金等」の一部を構成する）も、自己株式の取得、処分及び消却時に、増減させることとなりました。これに伴い、税務上の加算項目（有価証券の取得価額の計上漏れとして加算）とされてきた自己株式取得時の費用は、改正後は税務調整が不要となります（会計上の費用計上時に損金算入されます）。


例：自己株式の取得対価が 100、みなし配当の金額が 40			
<u>改正前の自己株式取得時の税務処理（旧法法 2 十八カ）</u>			
自己株式	60	預り金	8
利益積立金	40	現預金	92
<u>改正前の自己株式消却時の税務処理（旧法法 2 十八カ）</u>			
資本積立金	60	自己株式	60
<u>改正後の自己株式取得時の税務処理（法令 20）</u>			
資本金等	60	預り金	8
利益積立金	40	現預金	92
（自己株式消却時の税務処理はありません）			

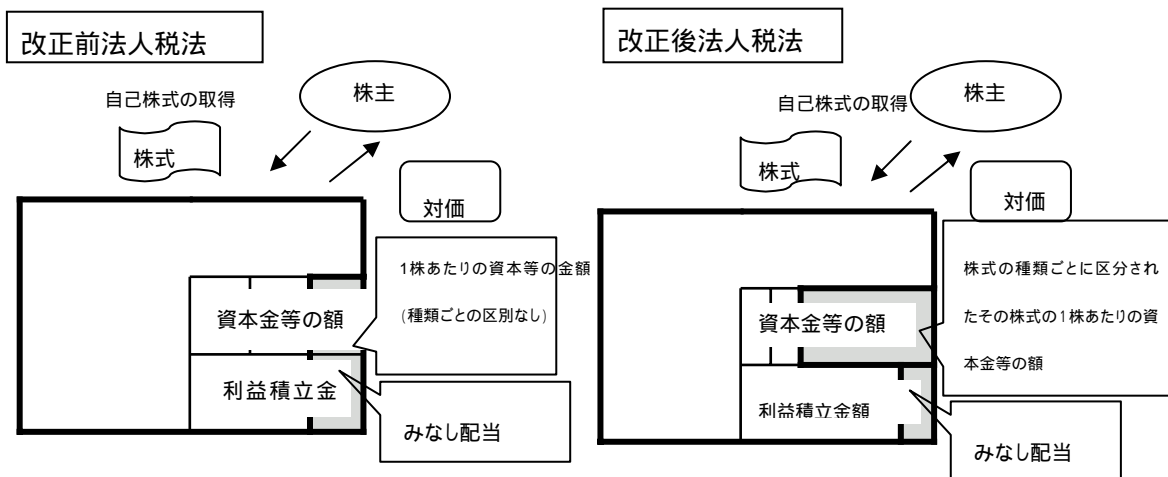
³ 配当の効力発生日の属する期の損益として、配当財産の種類等に応じた表示区分に計上します（企業会計基準適用指針第 2 号 自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準）。



6. 改正後法人税法における種類株式の取扱い

改正前法人税法においては、法人が複数の種類株式を発行している場合であっても普通株と同様に扱い、自己株式取得時のみなし配当の金額が算定されていました(1株当たりの払戻し対価が1株当たり資本金額を超える金額)。平成18年度改正後法人税法では、発行法人が種類株式を発行している場合は、種類株式ごとに1株当たりの資本金等の額(取得資本金額)を算定(法令8二十口)して、自己株式取得時のみなし配当の金額を算定することとされました。1株当たりの取得資本金額の算定方法は、普通株式の場合と同様です。

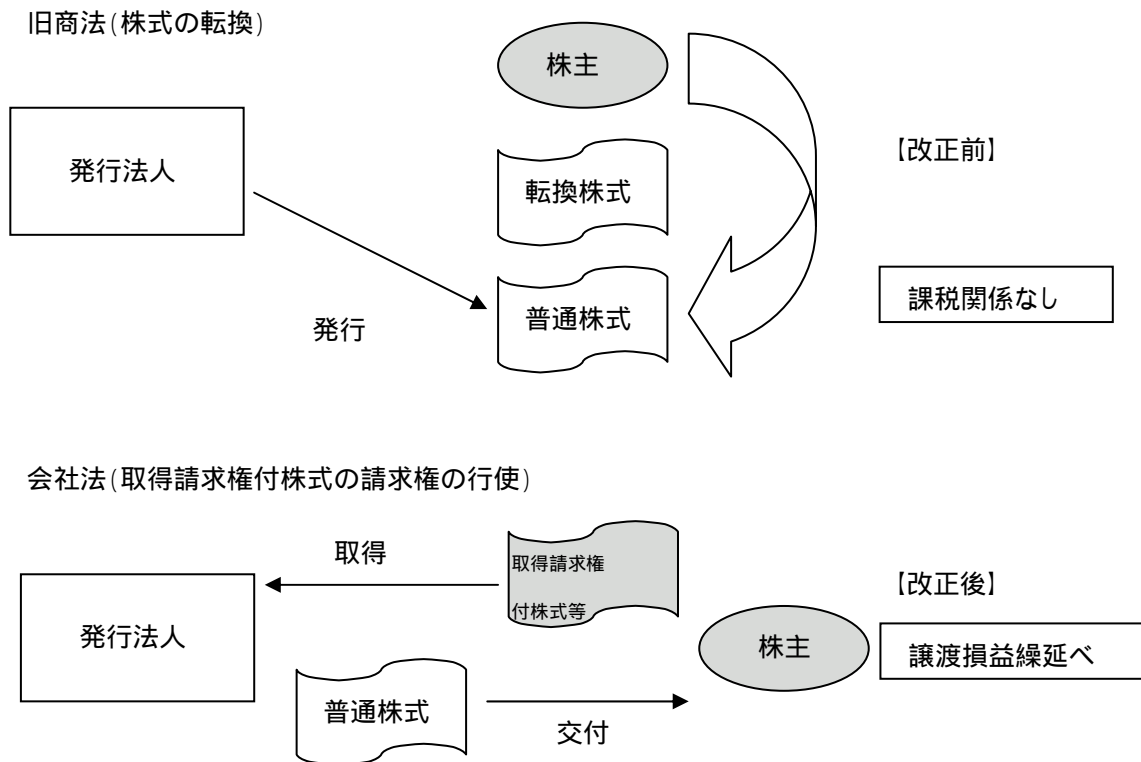
 …対価として払い出される金額



ところで、会社法のもとでは、発行法人が株式取得の対価として別の種類株式を株主に交付する取引が可能になりました。旧商法のもとでは、種類株式を普通株式に「転換する」という考え方が取られ

ており⁴、法人税法上も、株式の転換により課税関係は生じない扱いとされていました。

改正により法人税法においても、会社法のもとでの上記取引について一定の場合には株主に対するみなし配当課税、株式の譲渡損益課税を行わない扱いとしました(下図参照)。すなわち、取得請求権付株式について、株主による請求権の行使により、発行人が当該株式の取得の対価として発行人の株式のみを交付する場合、取得条項付株式について、取得事由の発生により発行人が当該株式を取得し、その対価として発行人の株式のみを交付する場合(取得の対象となった種類株式のすべてが取得される場合は、株式及び新株予約権のみを交付する場合を含みます)、全部取得条項付株式について、株主総会等の決議により発行人が当該株式を取得し、その対価として発行人の株式のみ(又は株式及び新株予約権のみ)を交付する場合においては、原則として、株主においてみなし配当及び株式の譲渡損益が生じないこととされました(法法24四、法法61の2一～三)。株主が発行人に譲渡した株式と新たに交付された株式の価額がおおむね同額となっていないと認められる場合は、上記取扱いの適用がなく、株主においてみなし配当及び譲渡損益課税が生じます。



(注) 株主は、それぞれの株式の時価が概ね同額でない場合には、時価譲渡となります。

⁴ 転換社債について、旧商法上は転換社債の発行時にその対価をもって株式払込金とする金銭出資による株式の発行が、転換権の行使を停止条件とする特殊な新株発行の一形態と考える説が有力でした。

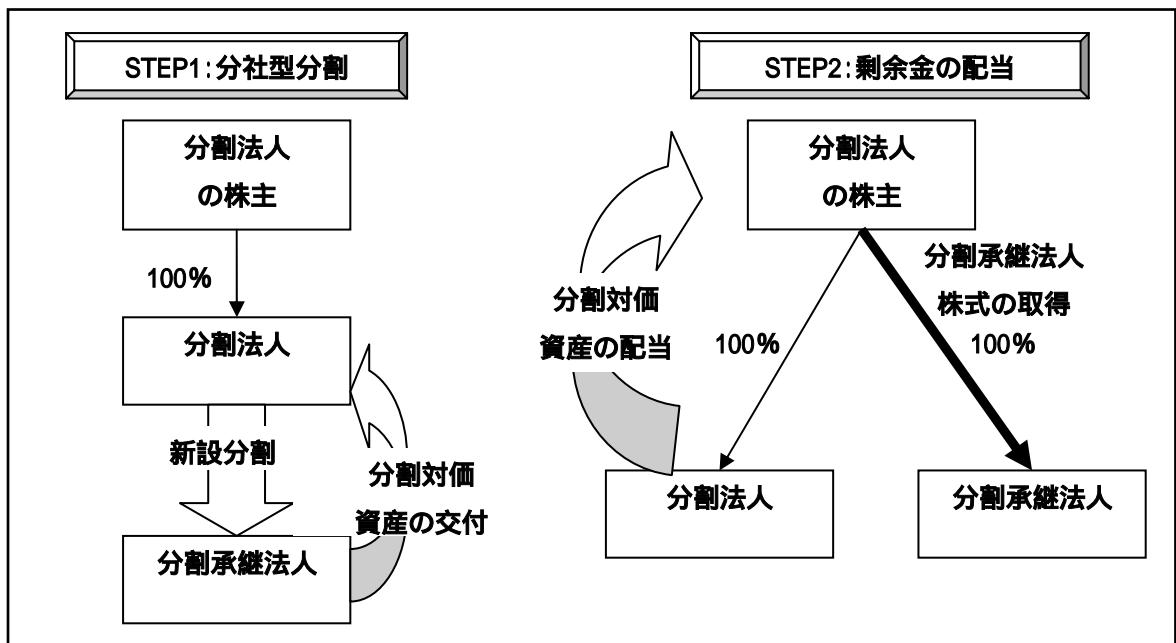
7. 差損を生じる組織再編

会社法では被合併会社が債務超過である場合等、組織再編の結果、合併存続法人等において資本の部の差損が生じることが認められています。法人税法上では、合併等の受入純資産価額と増加資本金額等との差額は資本金等の額とする扱いであることから、会計上の合併差損等(マイナスの剰余金)は資本金等の額の減額として調整を要することとなります。

第3節 組織再編

1. 分割型分割の取扱い

会社法では、分割型分割(人的分割)について、「分社型分割(物的分割) + 剰余金の配当」として整理されました。すなわち、分社型分割により分割法人が分割承継法人の株式等の対価(分割対価資産)を取得し、その取得した対価を分割法人の株主に剰余金の配当として交付する、というものです(下図参照)。



上記 STEP2 の分割対価資産の配当について、改正前法人税法では、通常の出取配当として取扱われ、分割法人の株主に配当課税が生じると考えられていました。改正後法人税法では、分割型分割を次のように定義することで、分割型分割を存置しています。すなわち、法人税法における分割型分割(法法二十二の九)とは、分割により、分割法人が交付を受ける分割対価資産(分割承継法人の株式その他の資産)のすべてが、分割の日に、分割法人の株主等に交付される分割とされています。

このように分割対価資産のすべてを、分割期日に、分割法人の株主に交付する場合は、法人

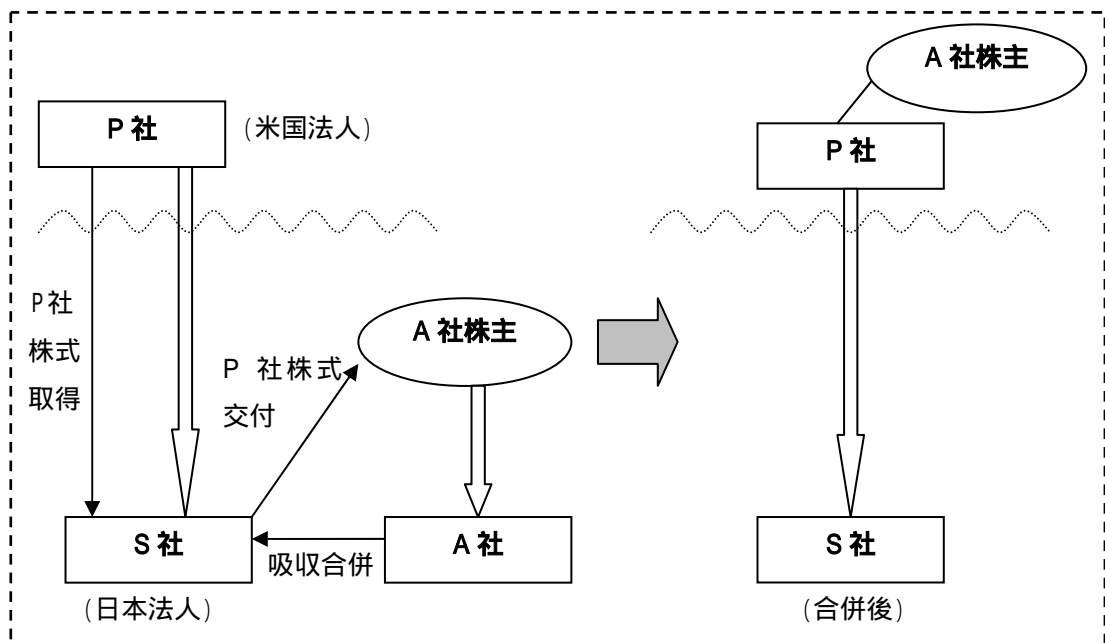
税法上では分割型分割として取扱われます。そして、分割型分割のうち、適格要件を満たす適格分割型分割の場合、分割対価資産の分割法人の株主への交付について、受取配当の課税は生じません(法法 23 一)。なお、非適格分割型分割の場合は、一定の金額を「みなし配当」として法人税法上受取配当として取扱うこととされていますが、これは改正前の非適格分割型分割と同様の取扱いで、会社法による新たな課税取扱いの創設ではないと考えられます。(法法 24 二)。

2. 対価の柔軟化

三角合併

会社法では、対価の柔軟化により、合併に際して、被合併法人の株主に親会社株式を交付することができるようになります(ただし、対価の柔軟化の規定は、会社法の施行日から 1 年間は発効されない経過措置が定められています)。なお、すでに産業活力再生特別措置法では、対価の柔軟化は実施されていましたが、あくまでこの特別法上の認定法人だけが対象です。

例えば、米国の親会社 P 社株式を A 社株主に交付することにより、次の図のようないわゆる三角合併が可能となり、米国の親会社 P 社と日本の子会社 S 社の 100% の資本関係を維持したまま、A 社の事業は吸収合併によって S 社に取り込まれることとなります。



この場合、S 社は合併の前に P 社株式を取得しておく必要がありますが、これについては会社法で、子会社による親会社株式取得の禁止の例外となっています(会社法 135 一、会社法施行規則 23 一)。

現行の法人税法では、三角合併については、合併法人以外の株式が被合併法人株主に交

付されますので、非適格合併として取扱われることとなります。これによる現行の課税関係は以下のとおりです。

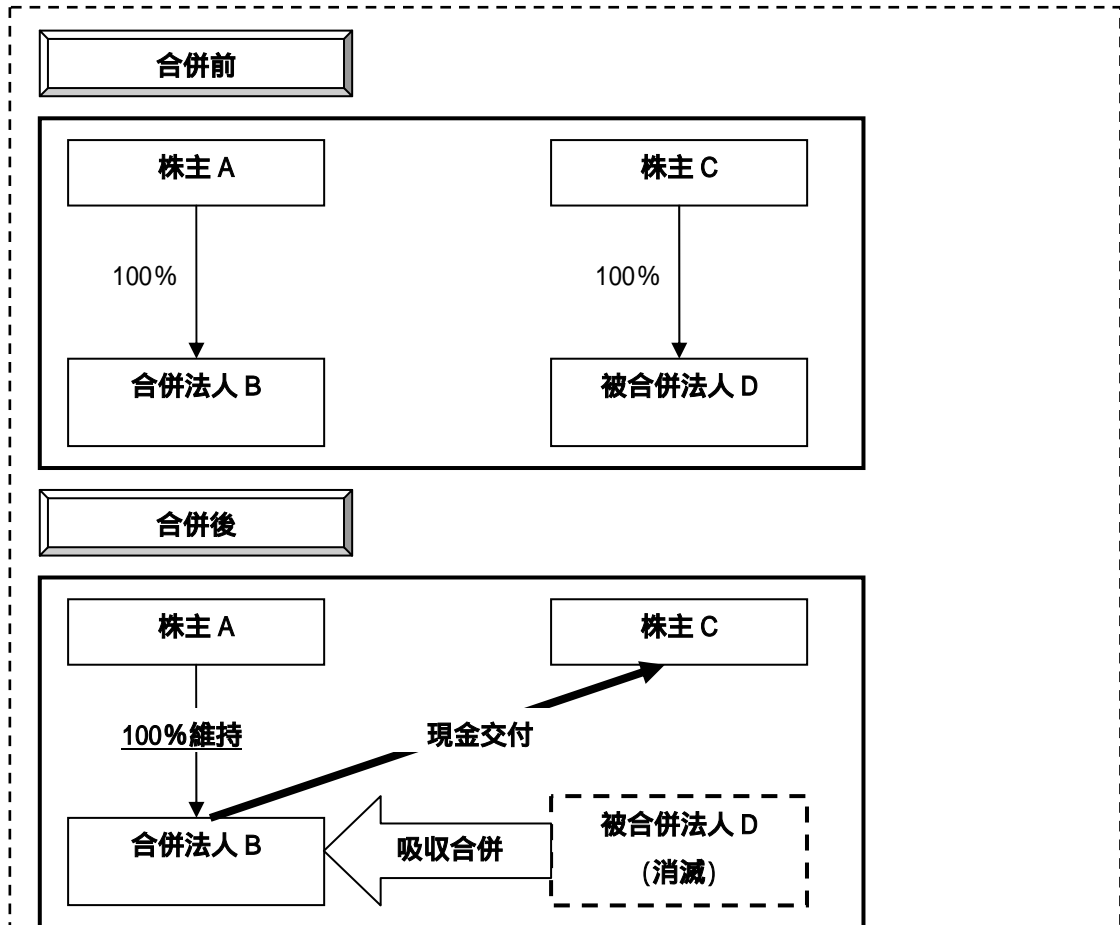
- 被合併法人(A社)において、含み損益のある資産(オフバランスの営業権も含めて)があれば、譲渡損益が発生する。
- 被合併法人株主(A社株主)において、みなし配当及び株式の譲渡損益が発生する場合がある。
- 合併法人(S社)において、P社株式の税務上の帳簿価額と交付時点の時価の差額が、譲渡損益となる。

上記のように、対価の柔軟化については、会社法の施行日の1年後となるため、法人税法等の税制改正も平成19年度改正の対象となると考えられます。したがって、今後、三角合併が適格合併として認められるのかどうか等の動向については、十分に留意してください。

株式以外の資産の交付(三角合併以外)

会社法では、合併・分割・株式交換・株式移転において、合併により消滅する会社の株主、分割承継法人の株主、株式交換の完全親会社、株式移転の完全親会社に株式以外の資産を交付することが可能とされています。

これにより、既述の親会社株式を交付する三角合併のほか、株主に現金のみを交付するキャッシュアウト・マージャー(金銭交付合併、下図参照)も会社法のもとで可能となります。



この対価柔軟化について、平成 18 年度税制改正では特に手当てがなされていません。したがって、法人税法で認められる特定の場合の金銭交付等を除いて、株式以外の資産を交付する組織再編は、の三角合併と同様に、税務上は非適格となると考えられます。ただし、平成 19 年度税制改正において何らかの手当てがなされるかに留意が必要です。

4. デッド・エクイティ・スワップ(債務の株式化)

債務会社における債権の計上金額について

会社法において、デッド・エクイティ・スワップによる資本金等増加限度額は、「給付を受けた日における価額」(会社法計算規則 37 口)と規定されました。ただし、従来の実務において、債権の券面額とする、いわゆる券面額説に基づく処理が行われてきたことに対して、会社法の規定が評価学説であるか券面学説であるかは争いがあるようです。

これに対して、法人税法では、平成 13 年度の税制改正で企業組織再編成税制が導入され、非適格現物出資では被現物出資会社(債務会社)において受入れた債権(自己宛ての貸付金)を時価で計上することになるはずですが、受入れた債権の時価評価につき、法人税法上、明確な規定がないため、実務上、券面額 = 時価として処理されていたかもしれません。

この点につき、今回の税制改正では、会社法施行日後のデット・エクイティ・スワップ(非適格)について、税務上は債権(自己宛ての貸付金)を時価で計上することを明確にしました。したがって、下記のよう
に非適格現物出資におけるデット・エクイティ・スワップの対象となる債権(自己宛ての貸付金)の時
価3億円が債権金額5億円を明らかに下回っているような場合には、その差額につき被現物出資会社
(債務会社)で債務消滅益の課税が生じることとなります。

(借)自己宛貸付金 3 億円 (貸) 資本等 3 億円

(借)借入金 5 億円 (貸)自己宛貸付金 3 億円
債務消滅益 2 億円

債務会社での期限切れ欠損金の利用について

上記により、債務会社の再生についてデット・エクイティ・スワップを用いることが実務上かなり制限されることが予想されます。

そのため、平成 18 年度税制改正では、会社法施行日後において、会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度について、更生手続開始の決定等があった場合における自己に対する債権の現物出資を受けたこと等に伴い、その債権に係る債務の消滅益が計上される場合が、追加されました。

© 2006 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村